

令和8年度ベトナム大学生インターンシッププログラム等支援事業

運営業務に係る企画提案

〈〈募集要領〉〉

この要領は、群馬県が、令和8年度ベトナム大学生インターンシッププログラム等支援事業 運営業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務名

令和8年度ベトナム大学生インターンシッププログラム等支援事業 運営業務

2 目的

少子化や都市部への流出により、県内企業の人材獲得は厳しい状況にある。そこで、群馬県では、近年関係強化を図ってきたベトナムの大学と県内企業との間で人材交流事業を行うことにより、ベトナムの優秀な人材の将来的な就職先や協業先として群馬県内企業を選んでもらうことを目指す。

3 業務概要

令和8年度ベトナム大学生インターンシッププログラム等支援事業 運営業務

※詳細は別添仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月1日（月）まで

5 委託料（上限額）

12,805,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）を上限とする。

6 応募資格

次の要件を全て満たす者であること。

- ① 同様の事業を企画・実施した実績を有する等、本業務について、十分な業務遂行能力があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ③ 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- ④ 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ⑤ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- ⑧ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

参加申込 令和8年4月17日（金）17時必着

質問受付 令和8年4月17日（金）17時まで
応募期限 令和8年4月24日（金）17時必着
審査 令和8年4月27日（月）～5月1日（金）
結果通知 令和8年5月上旬

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、参加申込書（様式1）をメールで提出してください。

- (1) 提出期限
令和8年4月17日（金）17時必着
- (2) 提出方法
「13 問い合わせ」記載のメールアドレスあてご提出ください。

9 質問受付

募集内容に関する質問がある場合は、質問書（様式2）をメールで提出してください。

- (1) 受付期間
令和8年4月17日（金）17時まで
- (2) 質問方法
「13 問い合わせ」記載のメールアドレスあてご提出ください。
- (3) 回答方法
質問者及び参加申込者全てにメールで回答します。

10 応募手続

- (1) 提出期限
令和8年4月24日（金）17時必着
- (2) 提出方法
提出方法：電子メール
※ 「13 問い合わせ」記載のメールアドレスあてご提出ください。
※ 電子メール提出後、提出先宛て電話により着信の確認を行うこと（電話：027-226-3359）。
※ 電子メールは一通につき7MBまでしか受信できないため、超過する場合は事務局が指定するファイル共有システムをご案内しますので、事前にご連絡ください。
- (3) 提出書類
<必須>
 - ア 企画提案書 表紙（様式3）
 - イ 企画提案書 本体（任意様式）
（記載必須）
 - ① 事業運営の内容がわかる企画案概要
 - ② 業務の実施体制及びスケジュール
 - ③ 過去の類似業務の受託実績
 - ウ 見積書（任意様式）
 - ・ 宛名は「群馬県知事 山本 一太」としてください。
 - ・ 各経費の内訳（単価、数量等）が分かるようにしてください。

- エ 会社概要（会社案内等）
- オ その他、企画提案の説明に必要な書類（適宜）

<任意>

「パートナーシップ構築宣言」宣言書

- ※ 「11 審査・優先交渉者の決定及び加点措置」に記載のある加点措置を受ける場合は、提出してください。

(4) 留意事項

- ・ 提出書類の作成・提出に要する経費は応募者負担となります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提案内容に虚偽または不正があった場合は失格となります。
- ・ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

11 審査・優先交渉者の決定及び加点措置

以下の審査基準に基づき提案内容を審査し、優先交渉者（委託先候補者）を決定します。

(審査基準)

- 運 営 管 理：適切な運営管理が期待できるか。
- サポ-ト体制：インターン生への十分な支援が期待できるか。
- 総 合 性：業務の実施体制、見積額の妥当性等。

以下の加点項目を満たしている場合、加点します。

(加点項目)

- ・ 「パートナーシップ構築宣言」を宣言している。

12 審査結果の通知と委託契約の締結

(1) 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、採否を問わず全ての応募者に対し文書により通知します。なお、審査結果についての異議申し立ては受けません。

(2) 委託契約の締結

- ・ 委託契約の締結に当たっては、優先交渉者と委託者との間で契約内容や仕様、委託金額に関する具体的な協議を行い、決定します。
- ・ 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点となった者と交渉する場合があります。

13 問い合わせ

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 マーケティング支援係 担当：竹淵

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 12 階

TEL：027-226-3359

E-mail：mktg@pref.gunma.lg.jp